

八尾市地域連携負担金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等（以下「大学等」という。）が、本市と連携し、実施する活動等（以下「地域連携活動等」という。）を支援することにより本市のまちづくりに資するため、地域連携活動等に対する負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の交付の対象)

第2条 負担金は、大学等が本市と連携して実施する地域連携活動等で第1条に規定する支援の趣旨に適するものに対し予算の範囲内において交付する。

(対象経費及び要件)

第3条 負担金の対象となる経費は、負担金の交付を受けようとする者（大学等で地域連携活動等を行う者等。大学等が他の大学及び短期大学等と共同で負担金の交付を受けようとする場合にあっては、その代表となる大学等で地域連携活動等を行う者等。以下「申請者」という。）が本市と連携して地域連携活動等を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるものをいう。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、1地域連携活動等につき20万円の範囲内とする。ただし、国等の他の補助金が交付される事業については、その補助額を除く経費を対象経費とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、市長が指定する期間内に、所属する大学等の学長等の承諾書（様式第3号）及び八尾市地域連携負担金計画調書（以下「計画調書」という。）（様式第2号）を添えて、八尾市地域連携負担金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した者は、その申請した地域連携活動等の期間が本市の会計年度複数年にわたるときは、毎会計年度、市長が指定する期間内に交付申請書を市長に提出しなければならない。

(負担金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、負担金を交付することが適當であると認めるときは、負担金の交付、交付額及び交付の条件を決定し、その旨を文書により申請者に通知（様式第4号）する。また、負担金を交付することが適當でないと認めるときも、その旨を申請者に通知（様式第4号）するものとする。

(事情変更による決定の取り消し等)

第7条 市長は、負担金の交付の決定をした後において、天災地変その他生じた事情の変更（地域連携活動等を行う者等の責めに帰するものは除く。）により地域連携活動等の全部もしくは一部を継続する必要がなくなった場合又は地域連携活動等の全部もしくは一部を遂行することができなくなった場合は、負担金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による取り消し又は変更をした場合において、交付すべき負担金の額を超える負担金が既に交付されているときは、八尾市地域連携負担金返納・返還命令通知書（様式第12号）により期限を定めて、その返納を命ずるものとする。

(地域連携活動等の変更)

第8条 負担金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した八尾市地域連携負担金交付変更等申請書（以下「交付変更等申請書」という。）（様式第5号）に学長等の承諾書（様式第3号）及び計画調書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、これを省略することができる。

- 2 市長は前項の交付変更等申請書の提出があった場合において、その内容が適正であると認めたときはこれを承認し、その旨を交付決定者に通知（様式第6号）するものとする。

(実績等の報告)

第9条 交付決定者は、地域連携活動等を完了したときは、すみやかに八尾市地域連携負担金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第7号）を市長に提出しなければならない。負担金の交付の決定に係る本市の会計年度が終了したときも同様とする。

- 2 交付決定者は、地域連携活動等を完了したときは、その成果物及び活動成果の概要（以下「連携活動成果等」という。）を市長に提出しなければならない。

(負担金額の確定等)

第10条 市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、負担金の交付の内容と適合すると認める場合は、負担金の額を確定し、八尾市地域連携負担金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 2 前項の負担金の確定通知を受けた者は、すみやかに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求書を受けたときは、その日から起算して30日以内に負担金を交付する。

(概算払い)

第11条 市長は、地域連携活動等の性質上、完了前に負担金を交付する必要があると認めるときは、第6条の負担金交付決定額の範囲内において、概算払いにより交付することができる。

- 2 概算払いを受けようとする者は、第6条の規定による通知を受けた後、八尾市地域連携負担金交付決定通知書（様式第4号）の写しを添えて、八尾市地域連携負担金概算払い交付請求書（様式第10号）により市長に対し、負担金の交付を請求しなければならない。
- 3 概算払いにより負担金の交付を受けた者は、実績等の報告を行う際に、八尾市地域連携負担金精算書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の精算書を審査し、交付すべき負担金の額を超える負担金の額が既に交付されているときは、八尾市地域連携負担金返納・返還命令通知書（様式第12号）により、期限を定めて返納を命じる。

(帳簿等の整理保管)

第12条 交付決定者は、負担金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の関係書類を整理し、交付を受けた本市の会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(調査、報告及び指示)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、負担金の交付に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(交付の取り消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、八尾市地域連携負担金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知することで、交付の決定を取消し、又は交付額を変更することができ、既に交付した負担金の全部又は一部について八尾市地域連携負担金返納・返還命令通知書（様式第12号）により、期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) 不正な手段により負担金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (2) 負担金の交付の目的に反して負担金を使用したとき。
- (3) 負担金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 負担金の交付決定に係る本市の会計年度内に負担金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 地域連携活動等を継続する見込みがなくなったとき。
- (6) 第7条の規定による承認を得たとき。
- (7) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により負担金の全部又は一部の返還を命じられた者は、市長が指定する期限までに当該負担金を返還しなければならない。

(地域連携活動等の公表等)

第15条 市長及び大学等は、実績報告書及び連携活動成果等の全部又は一部を公表することができます。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	対象経費
報償費	外部講師、専門家等への謝礼
旅費	交通費等（負担金の交付を受けようとする者の所在地から本市までの移動及び市内での移動に係る費用）
需用費	事業の実施に必要な消耗品費
	ガソリン代等（調査、会議への出席等に要する場合に限る。）
	チラシ・ポスターの印刷製本費等
役務費	事業の周知・連絡等に要する通信運搬費
	保険料
その他の経費	その他市長が必要と認める経費